

令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立飯塚鎮西中学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

本校では、以下の3点を「学校のいじめ防止基本方針」の目的とする。

- ①いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ③いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

□本校では、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた地域・社会全体に関する課題であると考えます。

□ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第3条」より）

生徒個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。

(2) 組織の設置

ア 組織の名称及び構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名等
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務	教務主任
		教諭	生徒指導	生徒指導主事
		教諭	学年・学級経営	学年主任（各学年）
		教諭	生徒指導	生徒指導係（各学年）
		教諭	生徒支援	児童生徒支援担当教員
		養護教諭	保健指導	
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	生徒指導・教育相談

イ 役割

- 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と
いった対応を組織的に実施するための中核
- いじめの事例に対する指導方針・対応方針等の検討
- いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施と把握
- 全生徒を対象とした教育相談週間の学期に1回程度の実施と結果の把握

ウ 開催時期

いじめの早期発見・早期対応の取組や教育相談等の具体的な実施について月1回、定期的に開催し、計画的に推進する。

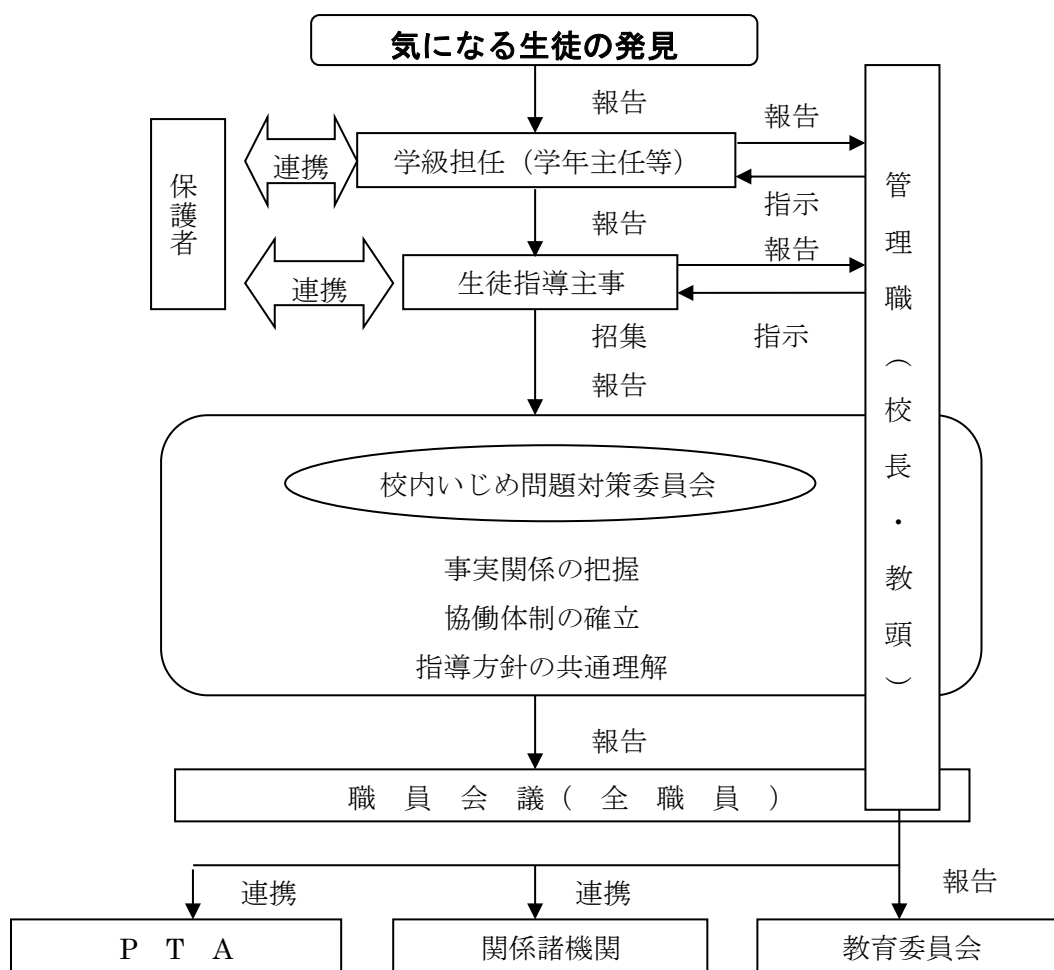
(3) 関係機関との連携

いじめの状況に応じ、校内いじめ問題対策委員会の判断により、以下の関係機関との連携をとる。

- 警察への相談・通報
- 学校警察連絡協議会
- 市町村いじめ問題対策連絡協議会
- 要保護児童対策連絡協議会
- 校区教育相談ネットワーク会議

(4) 報告体制

報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた生徒の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図る。具体的な報告体制については下の図に示す通りである。



(5) 教員研修

- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修会
 年度初めの職員会議ですべての教職員に対してその主旨や理解しておいてもらいたい点について説明を行う。
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）
 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を実施し、「校内いじめ問題対策

委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る。

□ 専門家を招聘した研修会（夏期休業期間等）の実施

スクールカウンセラーを活用した教職員対象の研修会を夏季休業期間に実施し、専門的な見地からの適切な指導や支援の方法を学ぶ。

（6）いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア いじめの防止の取組

□ 生徒指導の視点（自己存在感、共感的人間関係、自己選択・決定の場）に立つ授業づくり

□ 体験活動を取り入れ、仲間作りを重視した学級活動の実施

□ 道徳の授業の充実

□ 社会性の育成に向けた取組（CEL の活用）

□ 学校・学年通信、保護者会を通じた保護者への啓発

イ いじめの早期発見の取組

□ 生徒への積極的な声かけ、生活ノート等による生徒の実態把握

□ 職員会議、生徒指導委員会、学年会議等による情報の共有化、併せて「がんばりノート」（教科担任から学級担任への情報提供ノート）や教師による日常的な情報交換による生徒の実態把握

□ 「学校生活アンケート」（月 1 回）の実施。アンケート結果からの迅速な対応

□ 「いじめアンケート（無記名）」（学期 1 回）の実施。アンケート結果からの迅速な対応

□ 「学校生活アンケート」「いじめアンケート（無記名）」をもとにした教育相談（学期 1 回）の実施

□ 家庭との積極的な情報交換、「家庭用チェックリスト」を活用した家庭における早期発見の取組の実施

□ 相談ポストの設置及び活用

□ 年間計画の作成（下表）

【年間計画】

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月 1 回) (◆学期 1 回程度) (●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (* 月 1 回以上)	いじめに対応する教育活動の推進 (●年間)	評価・分析の取組
4 月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト	* 校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進	
5 月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		

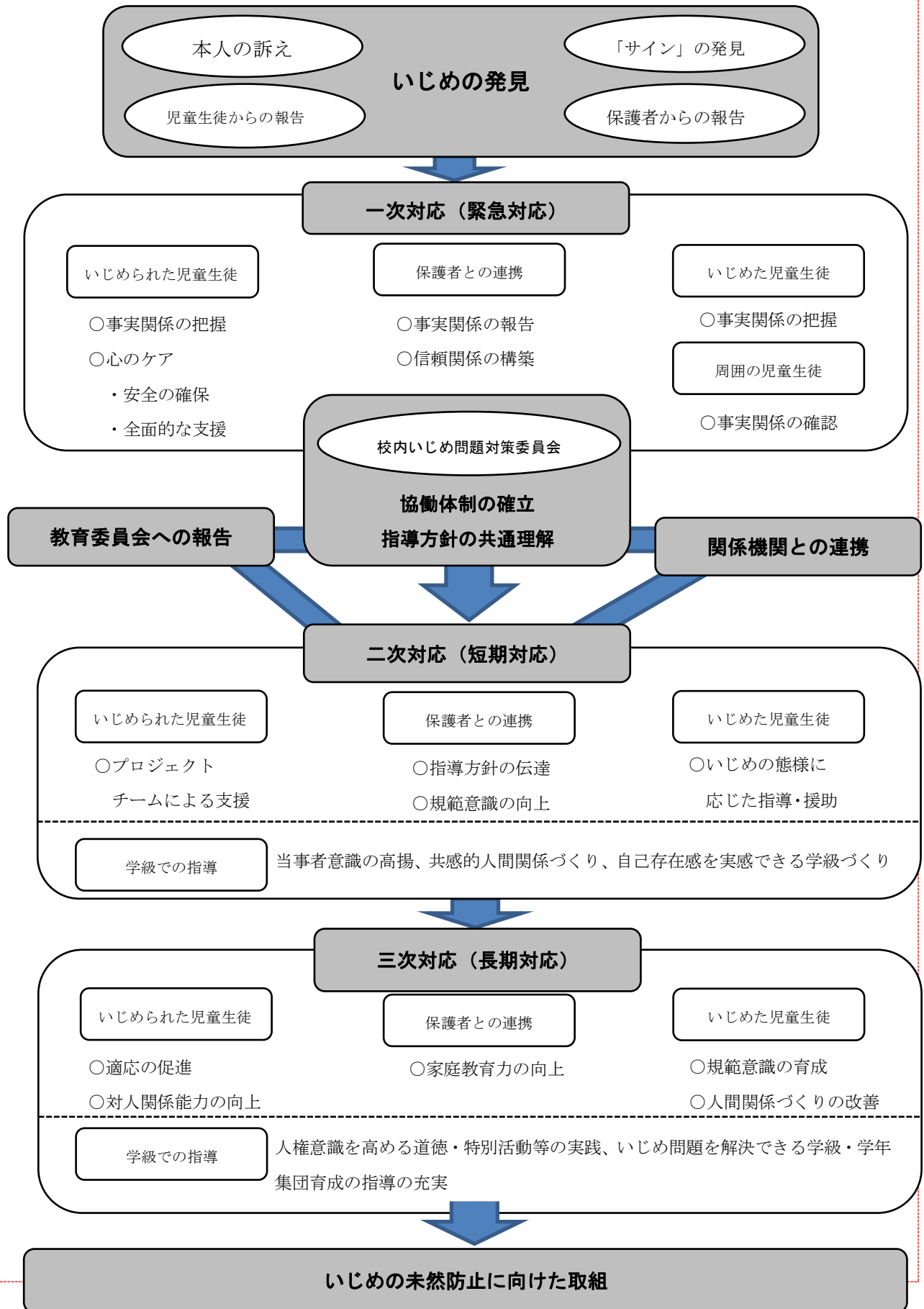
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査（※学期に1回） ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	* 校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会		
8月		・ SC等の専門家を招聘した研修会 ・ 特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会		・ 1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・ アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・ いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査（※学期に1回） ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	* 校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」の配付	・ 2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・ いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート（※学期に1回） ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	* 校内いじめ問題対策委員会		・ 年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会		

ウ いじめの対処への取組

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、迅速かつ適切な対応を行う。そして、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関・専門機関との連携の下で取り組む。

具体的な対処の内容・手順については、次に示す通りである。

・具体的な対処の内容・手順



エ 重大事態への対処

次に掲げる案件については、重大事態ととらえ、速やかに飯塚市教育委員会報告し、教育委員会と連携を図りながら、下図の手順に沿って、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実確認を明確にするための調査、いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供、関係機関との連携を図る。

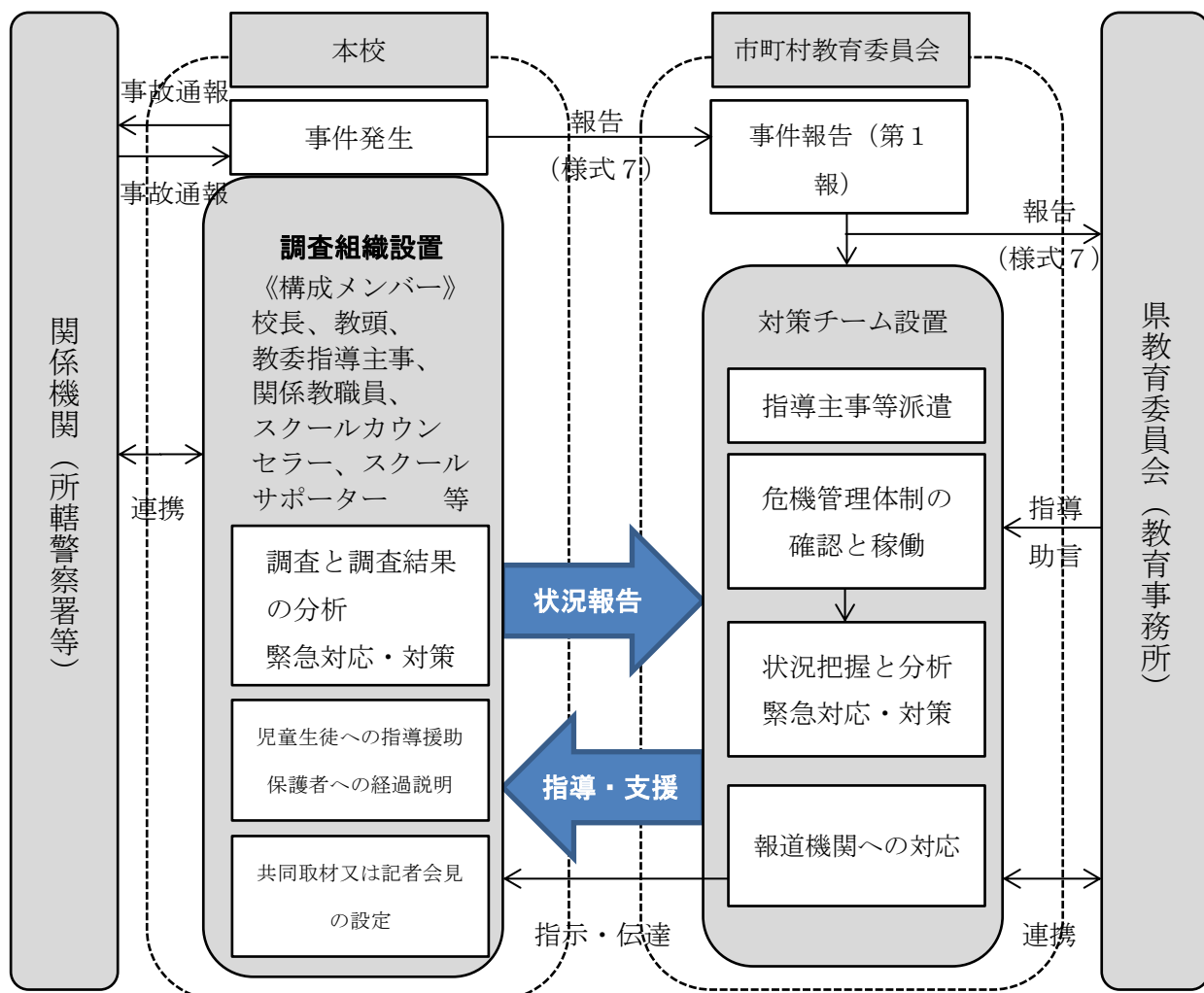
① いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

・重大事態への対処の内容・手順



重大事案発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。

オ いじめの解消について

いじめの解消については、次の解消条件をしっかりと確認した上で、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察していく必要がある。その際、学校として組織的に見取っていくことが肝要である。

- ①いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと。

カ 本方針の保護者・地域・関係機関等への周知について

学校で策定した本方針を、学校ホームページに掲載したり、入学説明会などの折に説明したりするなどして、保護者や地域住民等への周知に努める。

(7) ネット上のいじめに対する予防と対応

- 情報モラル教育の実施（学活、保護者と学ぶ規範意識育成事業の活用）
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業、保護者会等による保護者の啓発
- 書き込みの削除
- 警察（サイバー対策室等）、法務局等との連携

(8) 教育相談体制

- 学級担任、学年担当教師を中心とした教育相談体制の構築
- 養護教諭、部活顧問と学級・学年との連携
- スクールカウンセラーの活用
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- P T A行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- 学校評価の公表

(10) 取組状況の評価

- 学年会議、いじめ問題対策委員会における各学期の取組の評価・分析及び改善の検討
- 職員会議における評価・分析の結果、改善策の共通理解・認識

(11) 学校評価

- 毎学期に自己評価の実施 評価結果をもとにした改善策の検討、実施
- 年度末に学校関係者評価の実施 評価結果をもとにした改善策の検討、実施
- 評価結果を保護者へ公表し、学校の取組を周知